

## はじめに

埼玉県熊谷市のNPO法人「面会交流支援こどものうち」が「第10回よみうり子育て応援団奨励賞」を受賞した（読売新聞2016年10月13日朝刊）。離婚後、離れて暮らす親と子どもがスムーズに交流できるよう取り組んでいる活動が「子育て応援」と評価されたのである。

厚生労働省調査研究事業として、2016年度は、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の企画が採択された。FPICは、面会交流専門の相談室『かかろかも相談室』を開設し、無料の電話相談と面接相談、無料のADR（民間調停）、面会交流実施の援助（2回まで無料）、かかろかもセミナー（親ガイダンスプログラム・無料）、講座かかろかもクラス・ミニセミナー（無料）を実施している。『子どもからのお願い～別居・離婚後のお父さん、お母さんへ』という冊子も作成されるなど多角的な取り組みが行われている。

さらには、離婚後、離れて暮らす親と子の面会交流を促進するための法律「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」が、超党派の議員立法で提案されようとしている。当初の法案では、養育費分担への記述が乏しいこと、子の意思の尊重が明記されていないこと、子を監護している親への義務づけが強すぎること、DV事案への配慮について具体性がないことなど、問題点もあるが、離れて暮らす子と交流できていない側の親の切実な思いを反映しているように思われる。

他方でDV加害者である元夫が謝罪もなく、何の反省もなく、当然のように面会交流を求めてくることに、母親側が不公平感と抵抗感をもつことも理解できる。父母間の葛藤が高いにもかかわらず、家事調停や家事審判手続に入った段階で、面会交流を原則実施する方向で進められる実務に批判的な見解もある。

ところでカナダ・オンタリオ州では、DVや児童虐待等があっても、面会交流を保障している。ただし、監督付きである。対人援助や臨床心理、子ども福祉、教育学などの専門的訓練を積んだスタッフが、裁判所からの指示に基づい

て、各団体の確保している安全なアクセスセンターで、離れて暮らす親と子の面会交流を監視し、不適切なことがあれば、中止させる権限をもって対応している。現地を訪問した際に、なぜここまでして交流させるのか尋ねてみた。

各センターのスタッフによって表現は異なるが、①科学的な根拠があってやっているわけではないが、親子はアタッチメント（ふれ合い）すべき、②安全な環境があれば親子は交流すべき、③子どもが両親とかかわりを継続することが、全く交流しないことよりも良いことなのだという前提で行っていると語る。また、子どもは親の一方がいなくなると、本能的に自分を責め、罪悪感をもつことがあるが、これを軽減することができるとの指摘もある。各センターに共通するのは、自分達の経験から、監督付き面会交流の過程で親子の関係がゆっくりと築かれていく、監督付きの必要性がなくなり、受け渡しだけして自分達で交流できたり、さらには宿泊できるようになるなどの事実を見てきている。こうした経験があるので、「なぜここまでして」という発想はない、強いていえば、ないよりあった方がよいといった自然な感じだということである。

なお父母の間に激しいDVがあった場合には、監督付き面会交流が効果的でないこともあり、子どもにとっても大変なことだと思うが、裁判所からの命令でなされる監督付き面会交流なので、継続するか中断するか停止するかは、裁判所が報告書を見て判断することである（二宮周平・渡辺惺の編『子どもと離婚——合意による解決とその支援』（信山社、2016）325頁）。

残念ながら、日本には監督付きの面会交流センターはない。調停や審判で面会交流を合意ないし命じられた場合、葛藤の高い元夫婦が自分達で面会交流を実施しなければならない。それは、葛藤をさらに高めるだけである。

一方、民間の面会交流支援団体が立ち上がっている。冒頭で述べた団体もそうである。2015年11月29日、そうした団体の方達に集まってもらって、経験交流をした（面会交流支援団体フォーラム2015）。それぞれの団体がそれぞれのポリシーをもって、本当にボランティアで活動されている。面会交流支援団体が間に入ることによって、自分達では実行するのが困難な父母をサポートし、離れて暮らす親と子の交流を維持し、継続する可能性が生まれる。私はそのことを、離婚紛争の渦中にある親、弁護士等の専門職、臨床心理等の専門職、家裁判判官、調査官、調停委員に知ってほしいと思ったのが、本書を刊行する目的

である。

以下、本書では、別居・離婚後の面会交流の意義と家裁実務の現状、協議離婚での合意形成の必要性などを説明し（第1部）、前述のフォーラムから、各支援団体の取組みの報告、アンケートへの回答、支援者への援助、困難ケースでの対応を取り上げ（第2部）、サポートの新たな展開として、離れて暮らす親と子のための情報提供、子どもへの情報提供、集団型の面会交流支援、親の離婚を経験した子ども達によるピアサポート、基礎自治体による面会交流支援を紹介する（第3部）。最後に公的支援と支援団体ネットワークの構築という課題に言及する（おわりに）。

子どもの幸せは、親の喜びだと思う。面会交流支援は、子が学童期までの間は、主として「子育て」応援である。学童期からは、子ども自身が両親を理解する機会の確保（光本歩・本書187頁）という役割が加わる。各面会交流支援団体、新しい取組みをされている団体の思いが、読者のみなさまに届きますように。

2017年1月26日

編者 二宮 周平